

健康スポーツ課の施策について

目次

1.スポーツ実施率向上のための行動計画について.....	2
2.主な2019年度予算案について.....	7
3.総合型地域スポーツクラブについて.....	21
4.ビジネスパーソン向けの取組について.....	24
5.その他.....	31

スポーツ庁健康スポーツ課

1-1.スポーツ実施率向上のための行動計画の策定について

スポーツ審議会健康スポーツ部会

スポーツ実施率の飛躍的な向上に向けた方策の検討

「成人の週1回以上のスポーツ実施率65%程度（障害者は40%程度）」の達成！

＜第2期スポーツ基本計画（平成29年3月24日：文部科学省）における目標＞

※目標達成のためには、2,000万人以上が新たにスポーツに親しむことが必要。

スポーツ審議会総会
において、
健康スポーツ部会
を設置
(平成29年7月7日)

＜開催実績＞

第1回：平成29年9月20日
第2回：平成29年11月27日
第3回：平成30年2月27日
第4回：平成30年3月26日
第5回：平成30年5月11日
(パブコメ：5月17日～31日)
第6回：平成30年6月25日

スポーツ実施率向上のための 行動計画

**広く国民全体に向けたスポーツ実施率向上の
ための新たなアプローチや、即効性のある取組**

今回策定する行動計画

【検討すべき対象】

- 子供・若者…スポーツの実施について二極化が課題である
- ビジネスパーソン…特にスポーツ実施率が低い（20代～50代は全体平均を下回る）
- 高齢者…相対的にはスポーツ実施率が高いが、健康・体力の保持等が必要である
- 女性…男性と比較してスポーツ実施率が低い
- 障害者…スポーツ実施率が低く、未実施者の8割超が無関心層である

新たな制度創設・制度改正も
視野に入れた中長期的な施策

行動計画策定後1年を目途に
取りまとめ予定

スポーツ実施率向上のための行動計画＜概要＞

スポーツ実施率向上のための具体的取組として、以下の3つの観点から取り組むべき施策を取りまとめた。

- 〔1〕施策の対象：①全体、②子供・若者、③ビジネスパーソン、④高齢者、⑤女性、⑥障害者
- 〔2〕施策の段階：①スポーツをする気にさせる施策、②スポーツするために必要な施策、③スポーツを習慣化させるための施策
- 〔3〕施策に取り組むべき主体：①国、②地方自治体、③産業界、④スポーツ団体等、⑤医療福祉関係者、⑥学校等

【全体】

- ①スポーツそのものの捉え方について、既成の概念を広げて、生活に身近なものであるという意識改革を図る。
- ②スポーツ無関心層に対して、スポーツ以外の分野との連携による誘引策を実施する。
- ③広報においては、ターゲットを明確にし、共感できる情報発信を行うとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を間近に控えた機運の醸成とも連携しながら、普及啓発を実施する。
- ④スポーツをする際に重要となる指導者や仲間、場所のマッチング機能の整備や検索が可能なポータルサイトの開発等に取り組む。
- ⑤関係省庁との連携。スポーツと健康というテーマにおいて関係の深い厚生労働省とは両省の連絡会議を通じ、連携した取組を推進する。

【子供・若者】

スポーツの実施について二極化が課題である

- ①運動遊びを通じて、楽しみながら自然と身体活動が行える取組を推進する。
- ②親子で参加できるイベントの実施等に取り組む。
- ③総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団の更なる活性化を図る。
- ④日本版NCAAの創設による大学スポーツの振興を通じて、スポーツを「する」人口の増加を図る。

【ビジネスパーソン】

特にスポーツ実施率が低い（20代～50代は全体平均を下回る）

- ①気軽に取り組むことができるウォーキングや階段昇降等のスポーツの実施を促進する。
- ②「FUN+WALK PROJECT」の更なる推進を図る。
- ③「スポーツエールカンパニー」認定制度を推進する。
- ④働き方改革や「プレミアムフライデー」といった取組とも連携して、従業員がスポーツに取り組みやすい環境を作る。

【高齢者】

相対的にはスポーツ実施率が高いが、健康・体力の保持等が必要である

- ①無理なく実施できるスポーツ・レクリエーションプログラムの活用・普及を図る。
- ②普段、高齢者と接する機会の多い、かかりつけ医や保健師等との連携を図り、スポーツへの誘引を図る。
- ③地方自治体における「地方スポーツ推進計画」の策定や関係部署間の連携、まちづくり計画との連携を促す。

【女性】

男性と比較して、スポーツ実施率が低い

- ①スポーツ実施の促進のため、スポーツをしない要因を考慮したアプローチを進める。
- ②無理なく体を動かせるプログラム開発や気軽にスポーツを実施できる環境整備を支援。
- ③食べない・運動しないことによる痩せすぎ等も懸念されており、スポーツをすることの効果を出しつつ、「女性のスポーツ促進キャンペーン（仮称）」を実施する。

【障害者】

スポーツ実施率が低く、未実施者の8割超が無関心層である

- ①自分と同じ障害を持つ人がスポーツを始めたきっかけなど、参考となるロールモデルを提示する。
- ②散歩、ウォーキングなど、気軽なものもスポーツであるとの意識の浸透を図る。
- ③「Specialプロジェクト2020」の取組を推進する。
- ④障害者以外に対しても障害者スポーツ種目の体験・理解の促進を図る。

- 一人でも多くの方がスポーツに親しむ社会の実現を目的とし、生活の中に自然とスポーツが取り込まれている「**スポーツ・イン・ライフ**」（生活の中にスポーツを）という姿を目指す。
- スポーツの実施により、スポーツの価値を享受するとともに、自らの健康増進、ひいては、健康寿命の延伸を図り、**健康長寿社会を実現**する。

スポーツ実施率の向上

（成人の週1回以上のスポーツ実施率）

42.5% → 51.5% → 65%程度

<平成28年度>

<平成29年度>

1－3.地方自治体に取り組んでいただきたい主な事項

(1) 全体に共通する取組

＜スポーツをする気にさせる施策＞

〔スポーツの捉え方の意識改革〕

①スポーツには、皆が日常の中で楽しんで実施する身体活動も含まれるということを共有し、スポーツそのものの捉え方について意識改革を図る

- ・スポーツについて、激しい身体活動やつらいものとして考える必要はない、必ずしも勝ち負けにこだわるものでもない（楽しみとして体を動かすレジャー等も含む）という意識を共有する。
- ・ウォーキング、散歩、ひと駅歩き、階段昇降等も含め、目的をもって楽しく体を動かせば、それがスポーツである。スポーツはアスリートのものであるだけでなく、みんなのものであるという認識の情報発信をしていく。

＜スポーツをするために必要な施策＞

〔スポーツをする場所の整備〕

⑫既存施設や指導者の有効活用を図る

- ・学校施設（校庭・体育館等）の開放を促進する。

⑬総合型地域スポーツクラブに地域住民がより参画しやすい環境を整備する

- ・総合型地域スポーツクラブが地方自治体と連携して地域住民のスポーツニーズを的確に把握し、スポーツ・レクリエーション種目も含めた当該ニーズに対応する取組を行う。

〔仲間や場所のマッチング〕

⑭スポーツをする仲間や場所を見つけるマッチング機能の拡充を図り、スポーツ機会を増やす

- ・スポーツ教室やイベントに関する情報、また、総合型地域スポーツクラブの活動情報やスポーツ施設、ランニングコース等の情報に関して一括で検索することができるデータベース型ポータルサイトの創設支援や、地域のニーズも踏まえた活用の促進を図る。そのために、地方自治体における施設情報等の開示を促していく。

〔スポーツ関係者に向けた発信〕

⑮「スポーツ推進アクションガイド」の普及を図る

- ・スポーツ関係者等は、「スポーツ推進アクションガイド ～Enjoy Sport, Enjoy Life～」を参照し、自らも実施可能なものについて導入していく。

1－4.地方自治体に取り組んでいただきたい主な事項

〔スポーツ実施に関わる人材の活用〕

⑩ スポーツに関する人材の一層の活用を図る

・国、地方自治体、全国スポーツ推進委員連合が連携し、総合型地域スポーツクラブやスポーツ団体等との連携・協働を促進することができるよう、スポーツ推進委員の活用を促進するとともに、その資質向上を図る。

〔「地方スポーツ推進計画」の策定の促進〕

⑪ 「地方スポーツ推進計画」の策定を促進する

・地方自治体はそれぞれの団体で固有の事情を抱えているため、まずは、地域の課題を分析し、その課題に応じた策を講じていく必要がある。そのための「地方スポーツ推進計画」の策定及び必要に応じた改定を促進するとともに、着実に実施されるよう、国も連携を図りつつ、取組を推進していく。その際、運動部活動の見直しに伴う環境整備について、適切に反映させる。

・課題の抽出、分析に加え、PDCAサイクルを回していくためには、JAGESプロジェクト等をはじめとした地域の客観的データと照会可能な形での連携を図ることを促進する。

・地方自治体において、スポーツ実施率等の調査を行い、達成目標や実績を公表することを促す。

〔表彰の実施〕

⑫ 地方自治体の取組の表彰を実施する

・地方自治体のスポーツ実施率向上の先進的な取組を表彰するとともに、その取組をモデル事業として紹介し、全国的な展開を促す。

〔継続的な取組とするための関連部署との連携〕

⑬ まちづくり計画と連携する

・公共交通機関を利用しやすいように整備し、その利用を促進していくことによって、「歩く」ことが促進されるなどの効果もあることから、スポーツ担当部局だけではなく、健康に関する取組を実施している部局、まちづくりを担当している部局との連携を図っていく。

〔関係機関との連携〕

⑭ 省庁・地方自治体の垣根を超えて、政策の連携を図る

・地方自治体においても、スポーツの担当部局、健康部局、障害福祉部局等との連携を図っていく。

1－5.地方自治体に取り組んでいただきたい主な事項

(2) 主な対象ごとの取組

ア. 子供・若者向けの取組

＜スポーツをするために必要な施策＞

〔スポーツをする場所・仲間づくり〕

⑤地域の実情に応じたスポーツ環境の整備を図る（運動部活動の見直し、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団の更なる活性化を図る）

・学校や地域の実態に応じて、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動を設置する。また、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の地域と学校が協働・融合した形でのスポーツ環境整備を進める。

＜スポーツを習慣化させるための施策＞

〔幼児期運動指針の活用〕

⑦幼児期運動指針に基づいた幼児期からの運動習慣づくりを推進する

・幼児期に体を動かして遊ぶことは、その後の運動習慣に影響を与えると考えられるため、幼児期運動指針やこれに基づく指導参考資料を活用し、また、「子供の運動習慣アップ支援事業」等による効果的な幼児期からの運動習慣の基盤づくりを推進する。

エ. 女性向けの取組

＜スポーツをする気にさせる施策＞

〔特性に応じたスポーツ実施促進のためのアプローチ〕

②都道府県ごとに「女性スポーツアンバサダー（仮称）」を任命し、普及啓発に活用する

・都道府県の特徴をいかし、格好良くスポーツ活動するロールモデル、オピニオンリーダー、モデル等を起用する。

オ. 障害者向けの取組

＜スポーツをするために必要な施策＞

〔地域における障害者スポーツの環境整備〕

④身近な場所でスポーツを実施できる環境を整備する

・各地域における課題に対応して、例えば医療・福祉施設との連携や総合型地域スポーツクラブへの障害者の参加・受入れの促進等により、身近な場所でスポーツを実施できる環境の整備等を図る。

2.主な2019年度予算案について

スポーツ参画人口拡大プロジェクト

(前年度予算額 : 336,665千円)
2019年度予定額 : 359,806千円

目標と現状

○スポーツにより医療費を抑制できるとの調査結果もあり、スポーツを通じて健康寿命を平均寿命に限りなく近づけることができる社会の構築を目指すことが重要である。

○出来る限り早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が65%程度、成人の週3回以上のスポーツ実施率が30%程度となることを目標としている。また、1年間に一度もスポーツをしない成人の数がゼロに近づくことも目標としている。

○なお、成人のスポーツ実施率（週1回）は、前回調査（2016年11月）から9.0ポイント上昇した。

（2012年度47.5%→2015年度40.4%→2016年度42.5%→2017年度51.5%）

ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

1. スポーツ人口拡大に向けた官民連携プロジェクト 110,625千円

スポーツ人口の拡大を図るため、ビジネスパーソン向け国民運動（運動・スポーツ習慣づくり）や年齢、性別、運動能力や興味に応じて誰もが生涯を通じて楽しめる新たなスポーツの開発・普及、スポーツ実施のための情報アクセス整備に官民で連携して取り組む。



3. 運動・スポーツ習慣化促進事業

180,000千円

運動・スポーツの無関心層や医師からスポーツを推奨されている有疾患者を含め、多くの住民が運動・スポーツに興味・関心を持ち、その習慣化を図るために地域の楽しく安全なスポーツを通じた健康増進に資する取組を支援する。



5. スポーツ活動支援事業

10,579千円

地域の身近な場で、安全・安心に、多様なスポーツに親しめる環境の整備に向けた地方公共団体やスポーツ団体等の取組を支援する。



2. 女性スポーツ推進事業（女性のスポーツ参加促進事業） 11,217千円

主に若年期女性のスポーツ参加を促進するとともに、生涯を通じてスポーツに親しむことのできる環境を整備する。



4. 子供の運動習慣アップ支援事業

10,828千円

幼児・児童に対して、運動遊びプログラム等を通じて楽しみながら多様な動きを身に付けることができる機会を提供することで、日常的に運動・スポーツを実施する習慣を支援する。またその保護者に、この年代に多様な運動をすることの重要性を啓発する。



6. 生涯スポーツ振興事業

36,557千円

心身の健全な発達に重要な役割を果たすスポーツに、国民の誰もが生涯を通じていつでも身近に親しむことのできる環境を整備するために必要な諸施策を実施する。



スポーツ参画人口の拡大

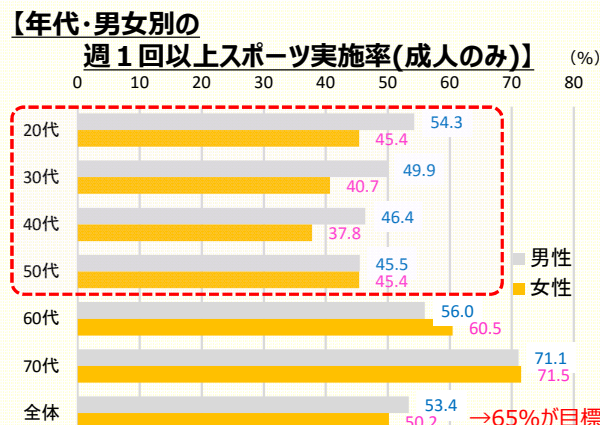
スポーツ人口拡大に向けた官民連携プロジェクト

(前年度予算額：96,386千円)
2019年度予定額：110,625千円

趣旨・目的

- 我が国の国民医療費が約42兆円に達し、その削減が喫緊の課題である中、スポーツ参画人口の拡大を図り、スポーツを通じた健康増進や疾病予防により、健康寿命を平均寿命に近づけていく社会の実現が求められている。
- 「スポーツ基本計画」では、成人の週1回以上のスポーツ実施率を65%程度とする目標を掲げている。国民の誰もが各々の年代や関心・適性等に応じて日常的にスポーツに親しむことのできる機会を創出し、スポーツの実施を促していく必要がある。

①現状



【運動・スポーツを実施する頻度が減ったまたはこれ以上増やせない理由(複数回答)】

	全体	男性	女性
仕事や家事が忙しいから	39.9%	40.9%	38.8%
面倒くさいから	25.3%	22.2%	28.5%
年をとったから	19.9%	21.7%	18.0%
特に理由はない	17.2%	18.2%	16.1%
お金に余裕がないから	13.0%	12.8%	13.3%
場所や施設がないから	8.3%	7.9%	8.7%
子どもに手がかかるから	8.0%	5.5%	10.6%
仲間がいないから	7.5%	7.5%	7.5%
病気やけがをしているから	7.5%	7.4%	7.6%
運動・スポーツ以上に大切なことがあるから	7.3%	7.3%	7.3%
運動・スポーツが嫌いだから	7.2%	4.6%	9.7%
生活や仕事で体を動かしているから	6.7%	5.5%	7.9%
指導者がいないから	1.8%	2.0%	1.6%

(出典)「スポーツの実施状況等に関する世論調査」(平成29年度 スポーツ庁実施)

②課題と対応策

働き盛り世代のスポーツ実施率が低い。

日常生活において気軽に取り組めることがスポーツであるという認識を普及させる。

仕事や家事が忙しい。等

企業における従業員のスポーツ実施のための取組を啓発する。

女性は男性と比べてスポーツ実施率が低い。

各年代の女性に対する特性に応じたスポーツ実施を促進するためのアプローチとスポーツの必要性の普及促進を図る。

子どもに手がかかる。等

面倒くさい運動・スポーツが嫌い。等

既存のスポーツでは取り込めなかったスポーツ未実施層に対して、スポーツが得意でなくても楽しめる新たなルール・スタイルによるスポーツを提供する。

場所や施設がない仲間がいない指導者がいない。等

スポーツをしたいと思っていても実行に移せていない層に対して、場所や仲間を探しやすい環境を提供する。

③事業内容

【ビジネスパーソン向け国民運動(FUN+WALK PROJECTの推進)】

忙しくて、まとまった時間や場所が確保できない中でも気軽に取り組むことのできる「歩く」をキープアクションとしたスポーツの実施を促進する。

- ・官民連携コンソーシアムによるムーブメント創出/国民運動の行動メニューの設定
- ・定期的なプロモーション活動の実施/「歩く」ことの効果に関する検証と効果の発信

【スポーツ推進企業の認定等による普及啓発事業】

ビジネスパーソンが一日の中で最も長い時間を過ごす職場からの働きかけを促すため、企業経営陣へのアプローチを強化し、企業(職場)における従業員のスポーツ実施環境を整備する。

- ・スポーツエールカンパニー認定事業

【女性のスポーツ参加促進事業(再掲)】

主に若年期女性のスポーツ参加を促進するとともに、生涯を通じてスポーツに親しむことのできる環境を整備する。

- ・「女性スポーツ促進キャンペーン」の実施

【スポーツ参加促進に向けた新たなアプローチ展開】

既存のスポーツのみならず、親しみやすい新たなスポーツ開発・普及をすることなどにより、無関心層や未実施層がスポーツに興味を持ち、実施可能なスポーツの選択肢を広げる。

- ・新たなスポーツのプロモーション推進
- ・スポーツクリエイションに関する手法の展開

【マッチング機能等によるスポーツ活動ワンストップ化促進事業】

誰もがスポーツを実施したい時に、実施したい仲間や場所を簡単に見つけられるように環境整備を行い、スポーツ実施行動に係るデータを広く収集し、評価・分析を実施する。

- ・スポーツに関するマッチング機能の整備
- ・スポーツ実施参加促進に資する調査研究

スポーツ参画人口の拡大による、スポーツを通じた健康寿命の延伸

事業概要

スポーツを通じた女性の活躍促進に向けて、女性のスポーツ実施率の向上のためのキャンペーン等の実施や、女性スポーツ指導者の育成支援、スポーツ団体における女性役員の育成支援を行う。

→ スポーツのあらゆるレベル、あらゆる職務、役割における女性の参画を促進

参加促進会議の開催

女性のスポーツ参加促進

主に若年期女性のスポーツ参加を促進するとともに、生涯を通じてスポーツに親しむことのできる環境を整備する。

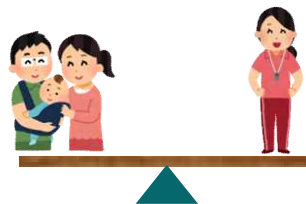
「女性スポーツ促進キャンペーン」の実施



女性スポーツ指導者の活動促進

女性スポーツ指導者の活躍が期待される、女性に対するコーチングや運動促進のための指導プログラムを作成し、研修を実施する。

指導プログラム開発・実施



スポーツ団体における女性役員の育成

女性役員の採用及び養成システムの構築・改革を目指すスポーツ団体を支援する。

研修の実施・ネットワーク構築支援

人材バンクの構築



スポーツに関わる多様な人材の育成と活躍の場の確保

スポーツを通じた共生社会の実現

運動・スポーツ習慣化促進事業

(前年度予算額: 180,000千円)
2019年度予定額: 180,000千円

事業趣旨・目的

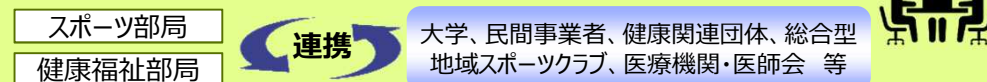
多くの国民に対して、スポーツを通じた健康増進を推進するためには、地域においてスポーツ及び健康に関する行動に効率的にアクセスすることができる環境の整備を行う必要がある。運動・スポーツの無関心層や、疾病コントロール及びQOLの維持・向上のために医師からスポーツを推奨されている有疾患者を含め、多くの住民が運動・スポーツに興味・関心を持ち、その習慣化を図るためのスポーツを通じた健康増進に資する取組を支援する。このことを通じて、多くの国民のスポーツへの参画を促進し、健康で活力ある長寿社会の実現を目指す。

事業内容

地方公共団体におけるスポーツを通じた健康増進に関する施策を持続可能な取組とするため、多くの住民が運動・スポーツに興味・関心を持ち、その活動の習慣化につながる取組を支援する。具体的には、地域の実情に応じ、生活習慣病の予防・改善等に効果的なスポーツを通じた健康増進に資する以下の取組を支援する。

【共通事項】

行政内（スポーツ部局、健康福祉部局等）や域内の関係団体（大学、民間事業者、スポーツ団体、医療機関、健康関連団体等）が一体となり、効率的・効果的に取組を実施することができる連携・協働体制の整備を行う。



【選択事項（以下の取組①又は②のいずれか一つを選択）】

①健康増進のための運動・スポーツ習慣化の実践

スポーツを通じた健康増進を一層推進するため、地域における運動・スポーツ無関心層へのアプローチや運動・スポーツ習慣化の課題解決を効果的に取組み、より一層事業の充実を図る。ターゲットはライフステージ別に以下のとおりとする（複数選択あり）。

- 1) ビジネスパerson
- 2) 高齢者
- 3) 女性（中学生や高校生などの若年層又は成人）

②医療と連携した地域における運動・スポーツの習慣化の実践

生活習慣病（糖尿病、高血圧、心疾患など）及び運動器疾患（腰痛症、変形性膝関節症など）等の生活機能低下を伴うハイリスクな住民が、個々の健康状態に応じた安全かつ効果的な楽しいスポーツを地域で安心して親しめる機会を創出する。医療機関とスポーツ施設と地方公共団体等が連携を図り、スポーツ医科学の知見に基づいた、疾病コントロールの維持・改善につながる運動・スポーツを習慣化するためのシステム開発及び実践により、スポーツを通じた健康増進を図る。

具体的には、運動・スポーツに十分知識と理解のある医師及び医療スタッフと、専門性を持った健康運動指導士等の運動指導者が連携して、患者情報等を共有し、地域で楽しい運動・スポーツの習慣化を実施する体制を整える。



【+a】

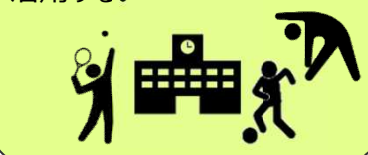
①相談斡旋窓口機能

地域包括支援センターとの連携や、個別の人材を養成し「地域の窓口」として、地域住民の多様な健康状態やニーズに応じて、スポーツや健康に関する情報やスポーツ実施場所等を伝える窓口をワンストップ化し、スポーツを通じた健康増進を推進する環境を整備する。そのため、地域の関係団体が一体となり、連携・協働体制や窓口の在り方について検討及び実践を行う。



②官学連携

官学連携をすることにより、大学に備わる専門的知識や施設を知の拠点として有効活用する。



相談者のニーズに応じ、最適な機関の紹介等を行う。

実施形態

都道府県・市町村に対する補助事業（定額）

目的

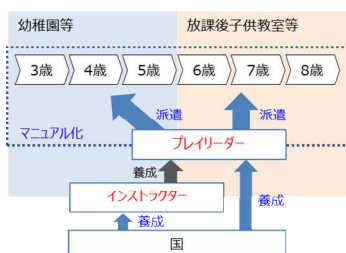
幼児・児童に対して、運動遊びプログラム等を通じて楽しみながら多様な動きを身に付けることができる機会を提供することで、**日常的に運動・スポーツを実施する習慣**を支援する。

また、その保護者に、この年代に**多様な運動をすることの重要性**を啓発する。

具体的な事業内容

【拡充】子供の運動習慣アップ支援事業(幼児)

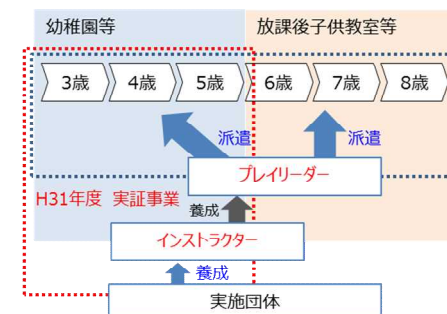
【2017年度】ガイドブック作成・プレイリーダー育成



【2018年度】子どもの活動量測定



【2019年度】プレイリーダー育成普及のための実証



【2019年度目的】

幼児期運動指針にも示す通り、家庭や地域での活動も含めた一日の生活全体の身体活動を合わせて、幼児が様々な遊びを中心に、毎日、合計60分以上、楽しく体を動かすことが望ましいことを踏まえ、幼稚園教諭・保育士・指導員等のプレイリーダー育成事業の普及のため、類型ごとの実証事業を実施する。

■ 幼稚園教諭・保育士・指導員等の類型ごとのプレイリーダー育成実証事業の実施

- ・ 幼稚園教諭・保育士・指導員等を対象とした養成講習会の実施と派遣
- ・ 様々な環境に適応した運動遊びテキストの作成
- ・ 子供の活動量調査
- ・ 保護者向けにこの年代における運動遊びの重要性の啓発
- ・ 実証事業の成果報告書の作成

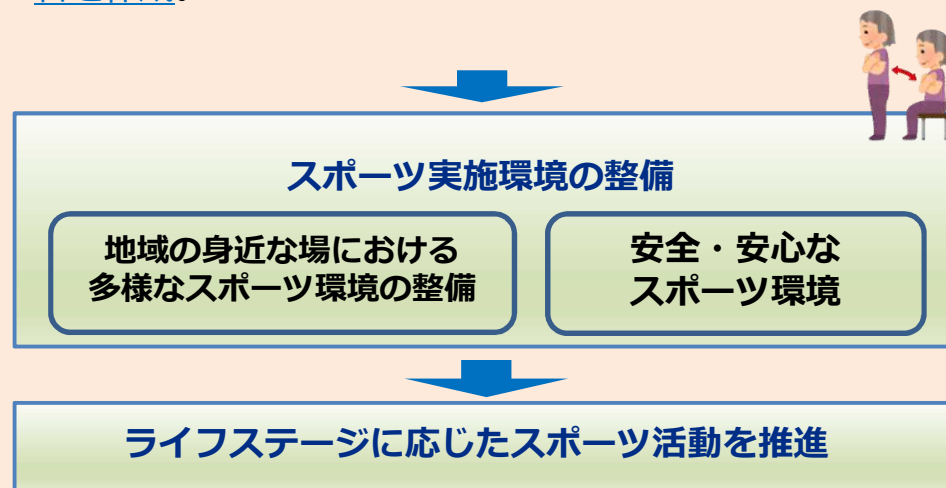
要 旨

地域の身近な場で、安全・安心に、多様なスポーツに親しめる環境の整備に向けた地方公共団体やスポーツ団体等の取組を支援する。具体的には、年齢、性別、障害の有無等に関わらず、全ての人々が関心や適性等に応じて、気軽にスポーツに親しめる機会を提供し、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進を図る。

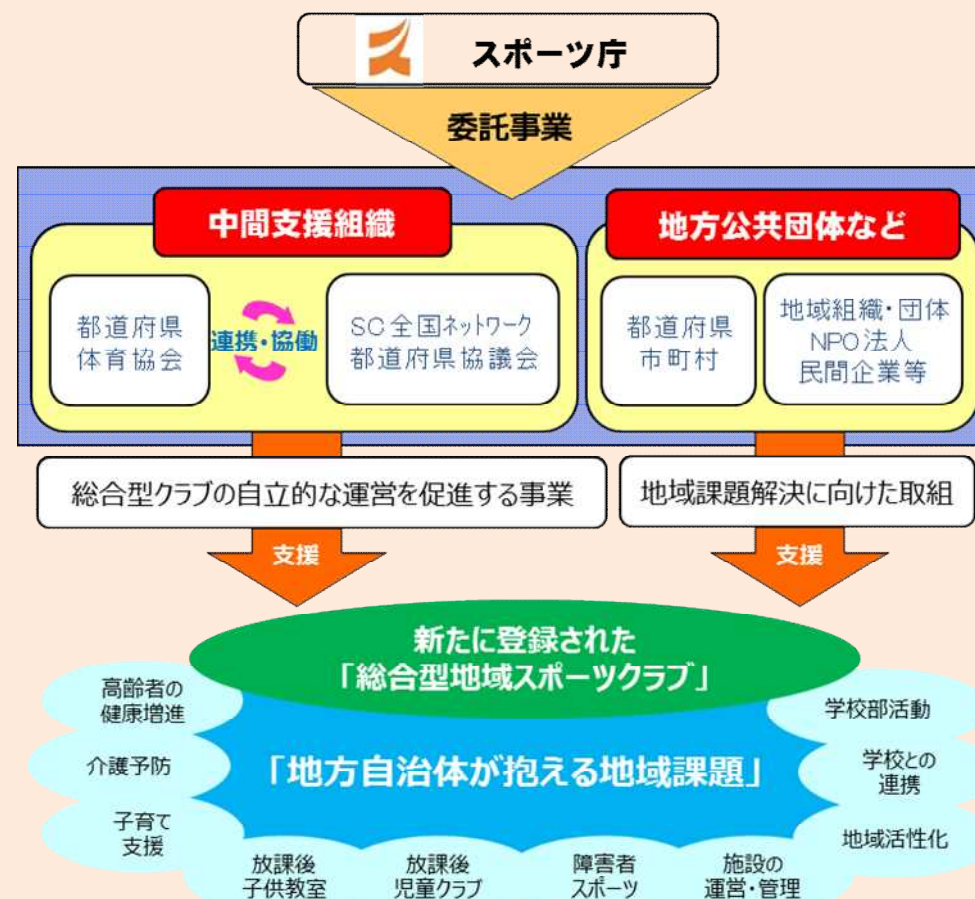
事業内容

○総合型クラブの質的充実に向けた支援推進事業等

- ・地方公共団体やスポーツ団体等が総合型クラブと連携・協働して取り組む、地域課題解決に向けたモデル事業を実施する。
- ・具体的には、地域住民の健康増進・子育て支援・学校部活動との連携・障害者のスポーツ環境整備など地域スポーツ環境の充実やスポーツを通じた地域課題解決に向けた公益的な取組に必要となる要素等の検討を行う。
- ・上記のほか、個人での活動が中心となる種目(ウォーキング等)に関して、故障・事故に対する予防・対処について資料を作成。



【地域課題解決に向けた連携・協働体制構築のイメージ】



趣旨等

●障害者スポーツの振興を重点的に盛り込んだ「第2期スポーツ基本計画」(平成29年3月)を踏まえ、障害者スポーツを推進。

① 障害者の継続的なスポーツの実施促進に向けて、各地域における課題に対応して、**障害者スポーツの振興体制の強化、身近な場所でスポーツを実施できる環境の整備等を図る。**

◇週1日以上スポーツ実施率(成人) 障害者20.8%(一般51.5%) ⇒ 40%程度 (スポーツ基本計画における2021年度までの目標)

◇総合型地域スポーツクラブへの障害者の参加促進 35.2% ⇒ 50% (スポーツ基本計画における2021年度までの目標)

◇障害者スポーツ施設※は全国で139か所にとどまる。 ※障害者専用、あるいは障害者が優先的に利用できるスポーツ施設

② 障害者スポーツ団体の連携や体制整備への支援、民間企業等に対する障害者スポーツ支援への理解の促進等を行うことにより、**障害者スポーツ団体の体制の強化を図り、他団体や民間企業等と連携した活動の充実につなげる。**

③ 障害者スポーツの実施人口の拡大を図るため、**個々人での購入が容易でない障害者スポーツ用具について**、義肢装具士等との連携も含め、地域の保有資源を有効活用する仕組みの構築を行い、**過大な金銭的負担を負うことなくスポーツを始めることのできる環境を整備する。**

①地域の課題に対応した障害者スポーツの実施環境の整備事業

○都道府県・市町村において、各地域の課題に対応した障害者スポーツの実施環境の整備

- (1) 地域の障害者福祉施設・医療リハビリ施設等、障害者が日常的に利用する施設等におけるスポーツの機会提供
- (2) 地域のスポーツ施設における障害者の利用拡大に向けた取組の実施
- (3) 総合型地域スポーツクラブへの障害者の参加の促進
- (4) 障害当事者以外に対する障害者スポーツ種目の体験・理解の推進

○障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究

- (5) 障害者のスポーツ実施状況及びスポーツ参加の阻害要因・促進要因を障害種や程度別に把握した上で分析する調査研究

②障害者スポーツ団体の連携及び体制整備への支援事業

- (1) 障害者スポーツ団体に対する、体制整備に係る助言等の実施
- (2) 障害者スポーツ団体における連携の推進
- (3) 障害者スポーツ団体を対象とした支援のニーズの把握
- (4) 民間企業等に対する障害者スポーツ支援への理解の促進を図るための情報提供等

③障害者スポーツ用具活用促進事業(新規)

- (1) スポーツ用具資源活用モデル形成支援
義肢装具士や車いす技術者等、用具保有者、利用者の3者のマッチングなど、**地域のスポーツ用具資源を活用する事業モデル構築の支援**を実施
- (2) スポーツ用具人材育成活用に関する調査研究
義肢装具士、車いす技術者、サービスエンジニア等、**スポーツ用具の保守・修理・調整を行える者の育成、活用の仕組みに関する先進事例調査**の実施

① 地域の課題に対応した障害者スポーツの実施環境の整備事業

趣旨等

●障害者の継続的なスポーツの実施促進に向けて、各地域における課題に対応して、**障害者スポーツの振興体制の強化、身近な場所でスポーツを実施できる環境の整備等を図る**。また、スポーツ基本計画の目標として掲げられた障害者のスポーツ実施率等を把握するとともに、障害者がスポーツを実施する上で必要な支援策の検討に資するため、障害者のスポーツ参加の阻害要因を障害種や程度別に把握・分析する調査研究を実施する。

◇週1日以上スポーツ実施率(成人) 障害者20.8%(一般51.5%) ⇒ 40%程度 (スポーツ基本計画における2021年度までの目標)

◇総合型地域スポーツクラブへの障害者の参加促進 35.2% ⇒ 50% (スポーツ基本計画における2021年度までの目標)

◇障害者スポーツ施設※は全国で139か所にとどまる。 ※障害者専用、あるいは障害者が優先的に利用できるスポーツ施設

◇障害を理由にスポーツ施設の利用を断られた、又は条件付きで認められた経験のあるパラリンピック選手は21.6%

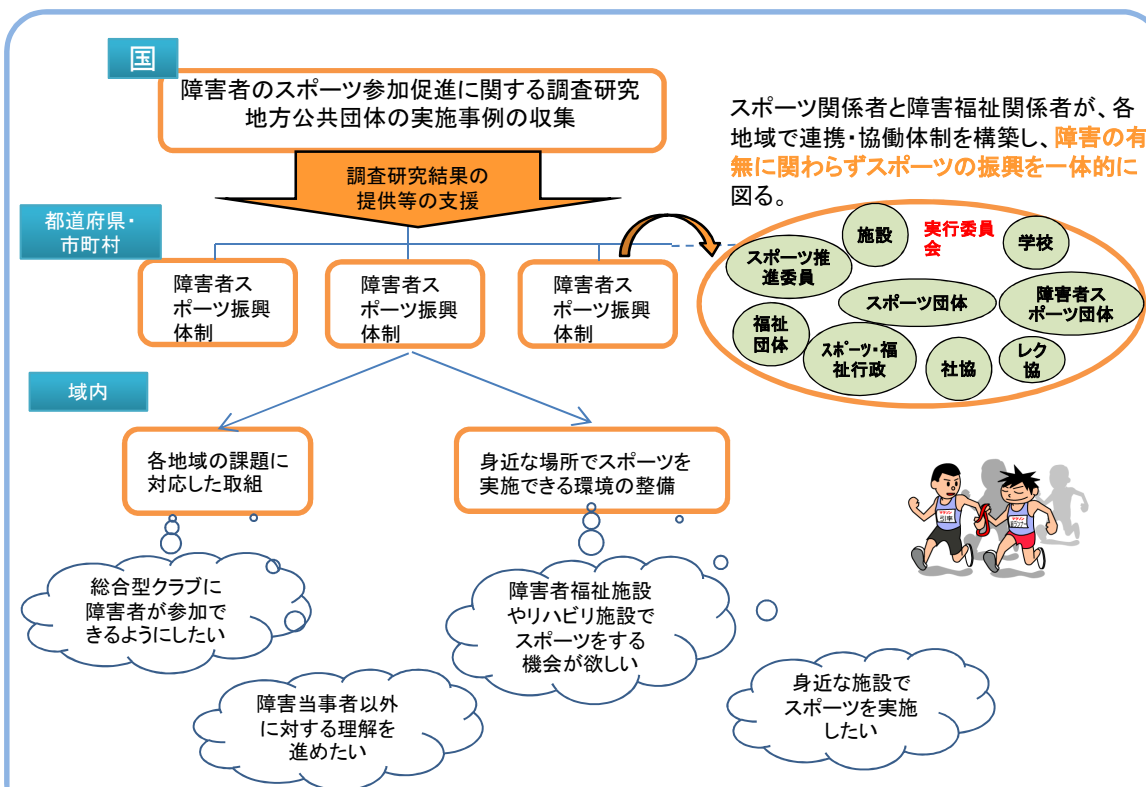
事業内容

○都道府県・市町村において、各地域の課題に対応した障害者スポーツの実施環境の整備

- ①地域の障害者福祉施設・医療リハビリ施設等、障害者が日常的に利用する施設等におけるスポーツの機会提供
- ②地域のスポーツ施設における障害者の利用拡大に向けた取組の実施
- ③総合型地域スポーツクラブへの障害者の参加の促進
- ④障害当事者以外に対する障害者スポーツ種目の体験・理解の推進

○障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究

- ⑤障害者のスポーツ実施状況及びスポーツ参加の阻害要因・促進要因を障害種や程度別に把握した上で分析する調査研究



実行委員会

- ・行政部局（県民スポーツ課、障がい福祉課、体育学校安全課、特別支援教育課）
- ・徳島県障がい者スポーツ協会
- ・一般財団法人徳島県スポーツ振興財団
- ・障がい者当事者団体（徳島県身体障害者連合会、徳島県手をつなぐ育成会）
- ・有識者（徳島大学、徳島文理大学）
- ・徳島県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会

顔の見える
ネットワーク体制で
連携を強化！！

①方針決定

②進行管理

③成果の報告

④検証

⑤プログラム策定

事業実施

- ・児童生徒の障がい特性に応じたスポーツ種目を活用した地域交流事業（県特別支援教育課）
- ・スポーツ普及促進事業・特別支援学校での選手育成事業（徳島県障がい者スポーツ協会）
- ・共生共楽スポーツ推進事業（一般財団法人徳島県スポーツ振興財団）
- ・ふれあいスイミング及び持久水泳認定会（障がい者スポーツセンター指定管理者）

障害の有無に関わらず
子どもから高齢者までが
自分の目標時間を完泳し
達成感・満足感を得る！

持久水泳認定会



カラーリング



フライングディスク



ボッチャ

特別支援学校の児童生徒と中学校・高等学校の生徒、地域の方々の
スポーツを通じた交流を図り、お互いの個性や特性を認め、
お互いに支え合うことができる共生社会の形成に繋げる！

- ・身近な地域でスポーツを行う機会の提供
- ・スポーツを通じた障害者の健康増進
- ・障害のある人とない人との交流促進
- ・障害者スポーツへの理解促進

共生社会の実現へ!!

Special プロジェクト 2020

～障害の有無にかかわらず、すべての人が笑顔になる祭典～

(前年度予算額：48,000千円)
2019年度予定額：39,532千円

趣旨等

●2020年からの新たな特別支援教育(学習指導要領改訂)を契機に、**全国の特別支援学校で、スポーツ・文化・教育活動の全国的な祭典を開催**

- ・「ほんもの」のスポーツ・芸術に触れ感動を共有する機会
- ・障害の有無等を超えて誰もが心を触れ合う機会
- ・地域住民の主体的な参画

事業内容

①祭典に向けたモデル事業の実施

- ・各都道府県・地域において地域実行委員会を開催し、域内の関係機関のネットワークを構築する。
- ・全国的な祭典の開催に向けた具体的な取組の先進事例を蓄積するため、モデル事業を実施する。



②特別支援学校等を活用した地域における障害者スポーツの拠点づくり事業の実施

(1)特別支援学校等を拠点とした障害児・者の地域スポーツクラブ活動の推進

- ・放課後や休日に、特別支援学校等の学校体育施設を拠点として、在校生、卒業生、地域住民等がともに参加できる障害児・者の地域スポーツクラブを支援する。
- ・障害者スポーツ指導者の当該クラブへの派遣等の取組を定期的実施する。



(2)特別支援学校等における体育・運動部活動等の推進

- ・障害者スポーツ指導者を特別支援学校等の体育・運動部活動へ派遣し、障害種・程度に応じたきめ細かな指導・助言や将来有望なアスリートの発掘・育成を行う。
- ・他の特別支援学校等に在籍する障害児や地域住民との合同部活動の実施、地域のスポーツイベントへの参加促進の取組を実施する。

③特別支援学校を対象とした全国的なスポーツ・文化大会の開催支援

全国の特別支援学校のスポーツ・文化活動の充実を図るため、特別支援学校のスポーツ・文化活動の成果を披露するための全国大会の開催を支援する。

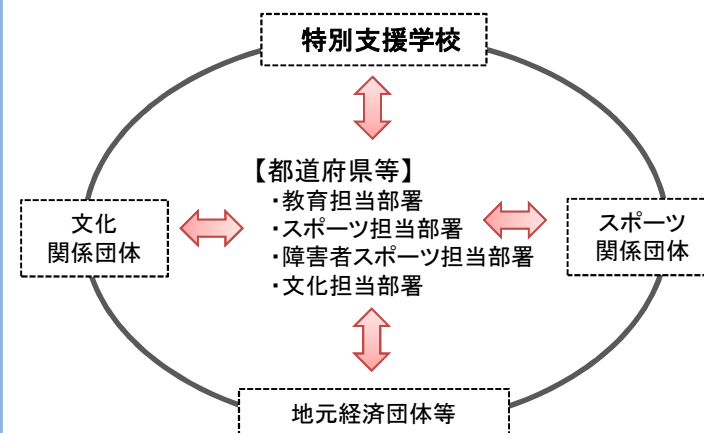
④全国的な普及に向けた取組

モデル事例の普及、ロゴマークを用いた周知・プロモーション等により、事業成果を全国に横展開して成果の最大化を図る。



実施体制

実行委員会(都道府県レベル)



効果

・地域の誰にでも開かれた**次世代の「共生学校」を創造**

・東京大会のレガシーとして、障害の有無や年齢・性別を超えた、**地域の共生社会の拠点づくり**

実行委員会

- ・構成員：道庁、北海道体育協会、北海道障がい者スポーツ協会、パラリンピアン、北海道文化財団、北海道特別支援学校長会、北海道教育大学
- ・検討事項：事業計画・内容の検討、実践校の選定、事業評価など

企画会議

- ・構成員：実行委員＋実践研究実践校（3校）の教職員
- 実践研究の実践校ごとに3部会に分け、各部会において実践研究の円滑な実施に向け、きめ細かな競技や詳細な情報共有を図る。

関係機関のネットワーク構築のため、地域の多様な主体・取組をつなぐ

⇒ **「Specialコーディネーター」の配置**

スポーツ、音楽、食・芸術の祭典の開催

パラリンピアンと
特別支援学校の
児童生徒との交流



北海道ゆかりの
料理家との
調理体験



BMXの
プロライダーによる
パフォーマンス



地元
アーティストに
よる音楽教室



多様な個性と才能を伸ばし、地域を笑顔にする
「地域の共生社会の拠点」づくりへ

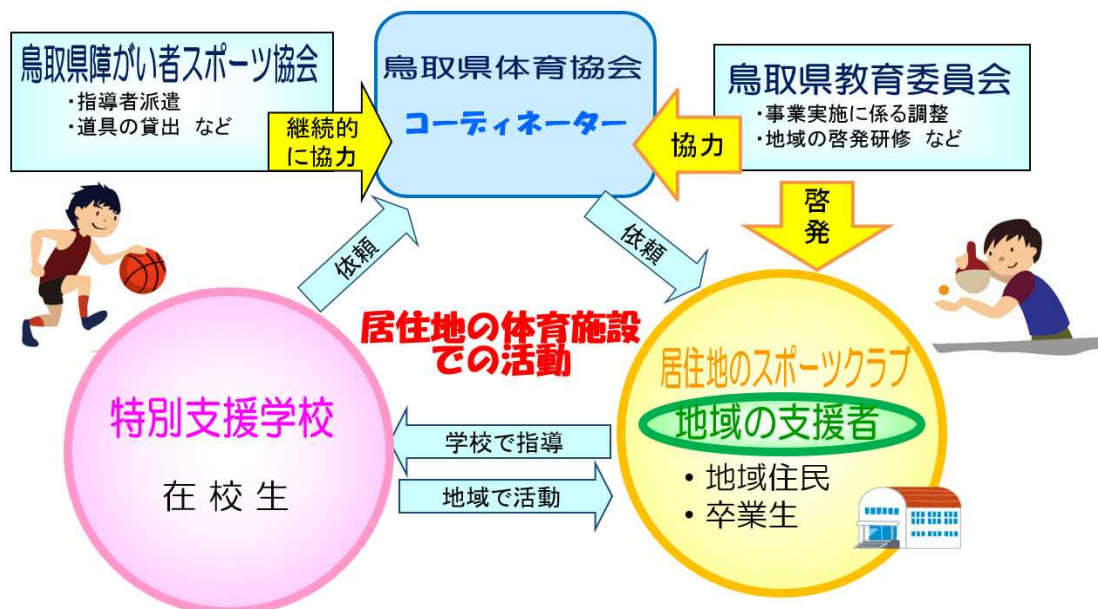




◆スポーツでつながる共生社会充実事業

- ① 特別支援学校の在校生が、居住地のスポーツクラブへ参加できるようになるための繋ぎをコーディネーターにより支援し、居住地で持続したスポーツ活動ができる仕組みを作る。
- ② 地域の支援者が指導者として学校へ出向きスポーツ活動を指導する中で、生徒の障がいの特性を理解し、居住地のスポーツクラブで活動しやすい環境をつくる。
- ③ 生徒と関わることにより、地域住民の方々への障がいへの理解を深める。（卒後は地域で過ごす）

鳥取発!スポーツでつながる共生社会充実事業イメージ図



在校生及び卒業生がスポーツクラブへ参加するには保護者の理解が重要であることから、鳥取県、特別支援学校、スポーツクラブの3者が連携して、学校行事である参観日にあわせて、障害者スポーツの楽しさを体験する授業（企画）を実施。将来の余暇活動の一つとして、地域のスポーツクラブ等とつながりながら、スポーツに取り組んでいてもらいたいという思いから行われている事業。

参観日週間案内

参観日週間は11月21日（火）～30日（木）行います。

保護者の皆様に参加していただきやすいように、この週間を設けました。たくさんの方に気軽に参加していただきたいと思います。

22日（14:10～14:55）

情報モラル教育推進担当

PTA 情報モラル研修会

最近スマホに関するトラブルが多発しており、中には殺人事件まで及ぶものもあります。このような状況の中、等々の生徒の抱えている現状や課題について、保護者の皆様に具体的にお話をしたいと思います。ネット社会を上手に生きていく方法を一緒に考えていきましょう。

22日（16:00～）

学年懇談会：学年主任の話し

1年 音楽室 宿泊訓練・修学旅行について・今後の予定（コース選択）

2年 介護実習室 修学旅行の現状・今後の予定（コース選択）

3年 会議室 最近の生徒の様子・今後の予定（移行支援会議室）

29日（13:15～14:55）

3年生体育：（総合型スポーツクラブ体験）

4限 13:15～14:00 3年3・4・5組 (体育館)

5限 14:10～14:55 3年1・2組 (体育館)

卒業後、運動の場がなくなると、ストレスを発散できる場がなくなったりしがちです。そこで、卒業後もスポーツ活動に気軽に参加できるよう、地域の「総合型地域スポーツクラブ」の方々に来ていただき、活動の体験会を開催します。興味がある人には、今後も紹介をしていきたいと思っています。保護者の皆様も是非お出でください。1、2年生の保護者様も大歓迎です。

その他

10月20日付けの文書でお知らせしましたように、音楽発表会や「ことわざ」、野菜及プランの取組、部活動公開等もやっております。

生徒たちの活動の様子を是非ご覧ください。



平日の放課後に、総合型地域スポーツクラブの指導者が特別支援学校に出向き、在校生及び卒業生を対象にスポーツ活動を実施し、地域住民と交流を図りスポーツ活動に親しむ機会を定期的に提供。休日には、特別支援学校の在校生及び卒業生と地域住民によるスポーツ交流活動を行うことにより、相互理解を深め、障害児・者のスポーツの機会を創出。

◆スポーツ教室等の実施回数及び参加者数

【実施回数】 66回
【参加者総数】 延べ約800名

◆障害者のスポーツ環境の充実とスポーツ活動への参加促進

【これまで】
体育の授業や昼休みなど限られた時間の中でスポーツ活動が行われていた。

【事業実施による変化】
総合型クラブや地域等が関わることで、用具や人的なサポート（指導者や支援スタッフ）の体制が整い、スポーツ活動へ安心して参加できる環境づくりができた。

【結果】
障害児・者が積極的にスポーツに取り組んだり、それぞれの課題にチャレンジしたりして、仲間や地域住民との交流を通じてコミュニケーションを深めるなど、これからにつながる取組となった。



◆地域との交流

【これまで】
視覚特別支援学校に足を運ぶ機会が少なかった（総合型クラブ会員・地域住民）

【事業実施による変化】
障害者スポーツを楽しみ、また交流する機会が創出され、障害児・者の理解や日常生活を知ることができた。

【結果】
・障害児・者と健常者との相互理解を深めるきっかけとなった。
・交流することで一緒にスポーツを楽しむ参加者の募集や障害者スポーツを支援するサポーターの育成などに取り組みやすくなった。

◆持続可能な競技スポーツへの取組

【きっかけ】
九州で2番目となる「ブラインドサッカー」のチーム発足の機運が高まり、平成29年から協会への登録・試合出場の運びとなった。また、「ゴールボール」のクラブ活動を始めるなど競技性の高いスポーツへの取組が始まった。

【結果】
特別支援学校を拠点とした新たなスポーツ活動が誕生した。



3-1. 総合型地域スポーツクラブについて

総合型地域スポーツクラブとは

「多種目」「多世代」「多志向」というスポーツクラブとしての形態により、行政でもなく、民間企業でもなく、地域住民によって、自主的・主体的に運営されているもの。

・スポーツ基本法（平成23年法律第78号）

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、**住民が主体的に運営するスポーツ団体（以下「地域スポーツクラブ」という。）**が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

『総合型地域スポーツクラブの活動』

平成30年7月現在
育成数：3,599クラブ（創設準備中含む）
全国市区町村の80.8%に設置

－多種多様な事業の展開－

クラブマネジャー（クラブ全体の経営管理）

指導者 指導者 指導者 指導者

スポーツプログラム	健康・体力づくり	障害者スポーツ	初心者向け体験教室	会員交流イベント	文化活動プログラム	介護予防事業	学校部活動との連携	スポーツツーリズム	放課後子ども教室	地域活性化事業
-----------	----------	---------	-----------	----------	-----------	--------	-----------	-----------	----------	---------

定期的・継続的な活動拠点・会員の交流拠点



多様な財源

会費収入

自主事業収入

受託事業収入

寄付金・協賛金

助成金・補助金

地域課題解決に向けた取組への支援

クラブの自主的な運営への支援

地方公共団体

都道府県
体育協会他

地域への効果

地域住民の
スポーツ参加
機会増加

地域住民
の交流が
活性化

元気な
高齢者の
増加

子供たちが
明るく活発に

地域住民の
健康増進

など

「総合型地域スポーツクラブ」
の果たす役割

地域住民が主体的に
地域のスポーツ環境を
形成する「新しい公共」
が実現

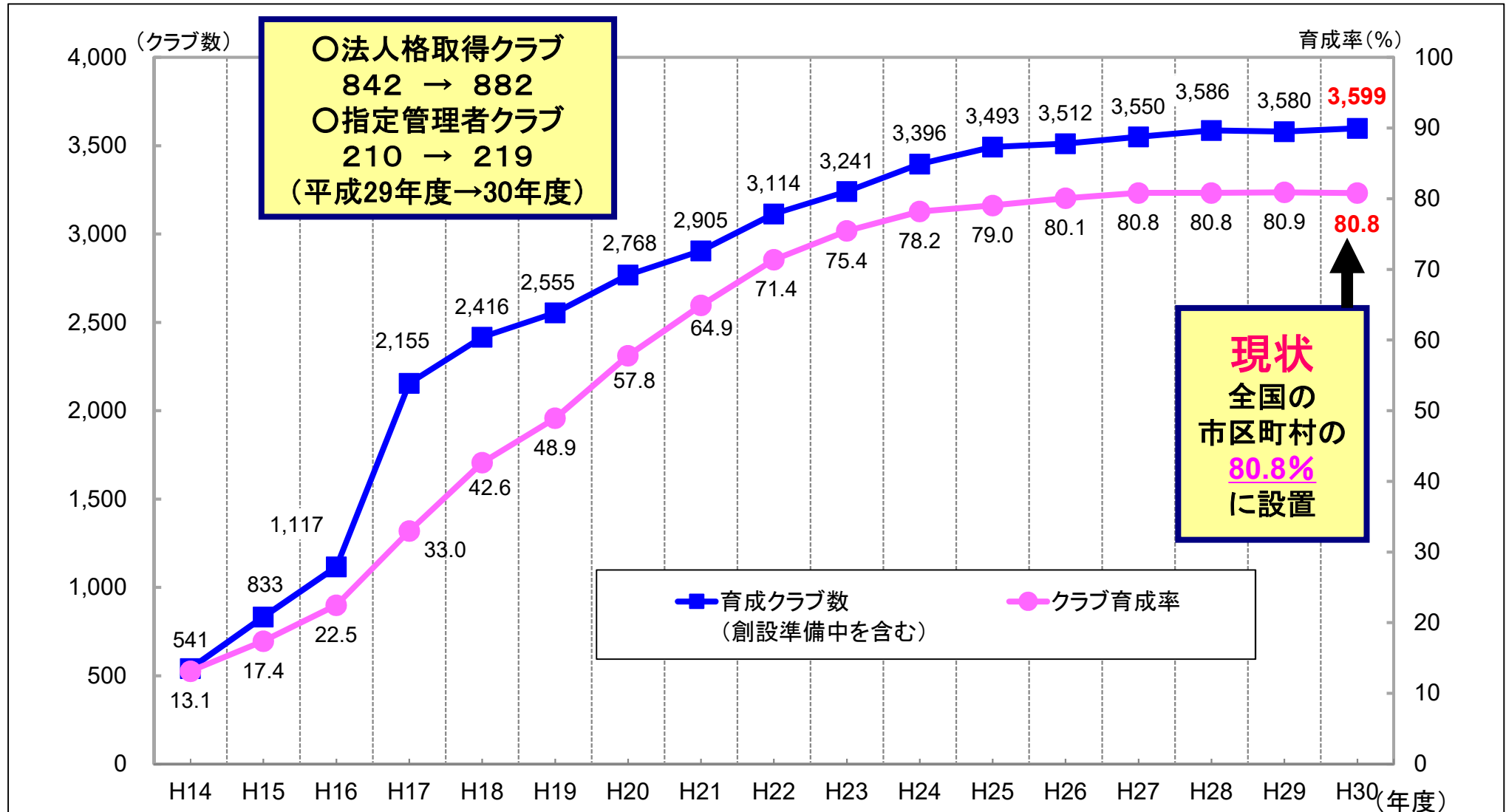
運動不足の解消による
過剰医療費の抑制に
寄与

学校の授業・部活動
への支援を通じて、
コミュニティスクールへの
発展に寄与

3-2. 総合型地域スポーツクラブの設置状況

(令和30年7月1日現在)

- ✓ 育成クラブ数 H30年度: **3,599 クラブ** (H29年度から19クラブ増加)
- ✓ クラブ育成率(全市区町村に対する総合型地域スポーツクラブが設置されている市町村の割合)
H30年度: **80.8%** (H29年度から0.1%減)



3-3. 総合型地域スポーツクラブにおける登録・認証制度の整備について

総合型地域スポーツクラブにおける登録・認証制度の整備について

平成 30 年 2 月 12 日
スポーツ庁

第 2 期スポーツ基本計画（平成 29 年 3 月 24 日文部科学大臣決定）において、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）の質的充実を図るための具体的な施策として掲げられた登録・認証等の制度の整備について、その枠組みは以下のとおりとする。

この枠組みに基づき、2020 年度を目途に総合型クラブの登録・認証等の制度の整備を進めていくこととする。なお、総合型クラブが行政等とパートナーシップを構築し、公益的な事業体としての役割を果たすことを制度整備の目的としていることから、運用に当たっては、都道府県行政も主体的に関わることが必要であるとともに市区町村行政との連携・協力も必要である。

【参考】第 2 期スポーツ基本計画（平成 29 年 3 月 24 日文部科学大臣決定）（抜粋）
○国は、日体協、総合型クラブ全国協議会、JSC 及び地方公共団体等と連携し、総合型クラブによる行政等と協働した公益的な取組の促進を図るための登録・認証等の制度の枠組みを策定し、これに基づき、日体協及び各都道府県体育協会等は、関係団体と連携し、総合型クラブの登録・認証等の制度を整備する。（平成 27 年度現在 0→目標 47 都道府県）

1. 登録・認証の基準について

(1) 「登録」「認証」の定義

- ①「登録」とは、総合型クラブからの申請に基づき、制度の運用主体が「登録基準」に合致したと判断した場合に、総合型クラブとしての名簿に記載する手続とする。
- ②「認証」とは、当該クラブが登録手続を完了した後、当該クラブからの申請に基づき、制度の運用主体があらかじめタイプ別に用意した「認証基準」のいずれかのタイプに当該クラブをあてはめ、タイプに応じて当該クラブを名簿に記載する手続とする。

(2) 「登録基準」の在り方

- ①子供から高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多目的）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブであること。
- ②自主的・自立的に運営されるために必要となる持続可能な運営体制や活動に見合った財源が確保されていること。
- ③規約に基づく運営や自己点検・評価に基づく活動計画の作成など、公的機関・組織と連携した公益的な取組を促進するために必要となるガバナンスが確保されていること。

以上の要件に加えて、各都道府県において地域の実情に応じた独自の登録基準を加えることや基準の適用範囲を判断できる制度とするとともに、全ての要件等が満たされないクラブに対する支援を行うなど、育成・支援するための基準として運用していくこととする。

(3) 「認証基準」の在り方

総合型クラブが地域課題に応えるための「社会的な仕組み」として定着していくことを目指すため、運動・スポーツによる介護予防事業の実施、放課後児童クラブ・放課後子供教室におけるスポーツ活動の機会の提供、学校運動部活動において学校と地域が協働・融合した形で地域におけるスポーツ環境整備など、スポーツを通じた地域の課題解決に向けた取組を基本的要件とする。

2. 制度の運用体制について

(1) 運用体制の在り方

- ①（公財）日本スポーツ協会の組織内組織である総合型地域スポーツクラブ全国協議会（SC 全国ネットワーク）には、47 都道府県に整備された総合型クラブ連絡協議会を通じて加入しているクラブ数が平成 29 年 8 月末時点で 2,758 となっている。この数は、全国の育成クラブ数の約 77% を占める。このことから、新たな登録・認証制度は、（公財）日本スポーツ協会が総合型地域スポーツクラブ全国協議会を基盤として整備する。
- ②（公財）日本スポーツ協会が新たな登録・認証制度の運用主体として機能するためには、総合型地域スポーツクラブ全国協議会における加入基準の統一化や、組織運営に関わる関係者の権利と義務等を明らかにするなど、ガバナンスを確立することが必要と考えられる。
- ③都道府県における運用の体制については、都道府県体育・スポーツ協会と都道府県総合型クラブ連絡協議会を主体とするが、都道府県の実情に応じた運用体制の構築が必要と考えられる。

(2) 登録・認証の手続（審査）方法

- ①総合型クラブの申請に基づき都道府県単位で行う。
- ②審査の客観性を担保することを目的に、制度の運用主体であるスポーツ団体は、都道府県行政等の第三者を含む会議体を設置し、書類審査及び実地審査等により審査する。

(3) 登録・認証の更新手続（審査）方法

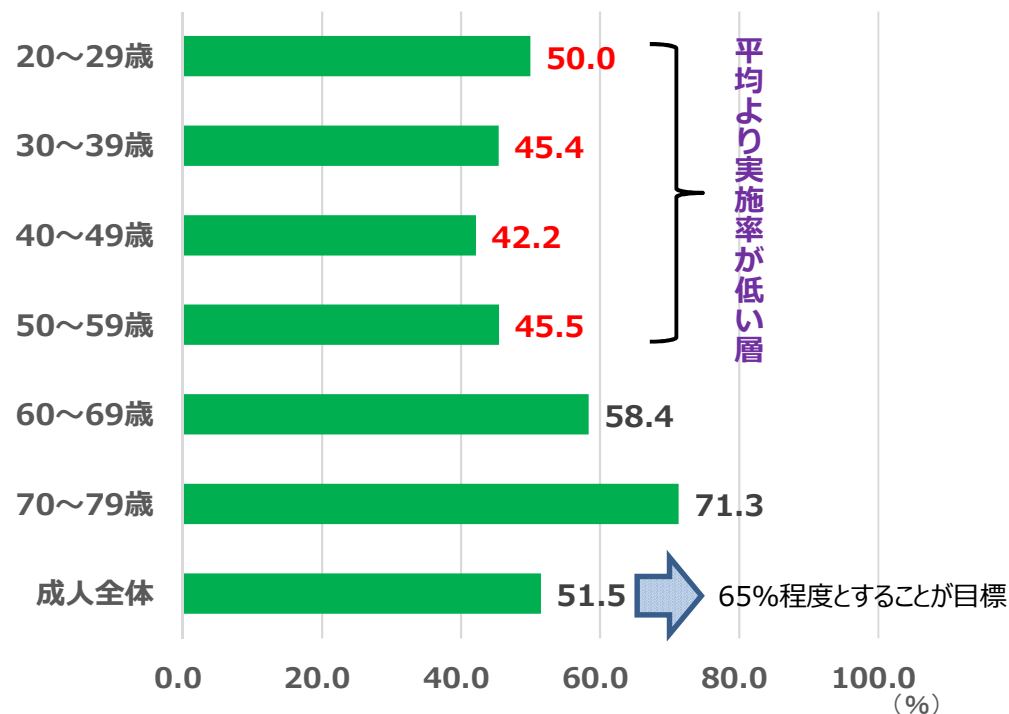
- ①更新手続を毎年度行い、その手続については、前項「登録・認証の手続（審査）方法」を準用することが考えられる。
- ②更新手続を行うことで、総合型クラブによる自己点検・評価の実施を促進する。また、制度の運用主体であるスポーツ団体は自己点検・評価の実施状況を把握し、分析した上で、第三者評価を含め、総合型クラブが持続可能な活動を行えるようになるための自己点検・評価の実施体制の在り方を検討する必要がある。

スポーツ審議会
健康スポーツ部会（第 8 回）
資料 4

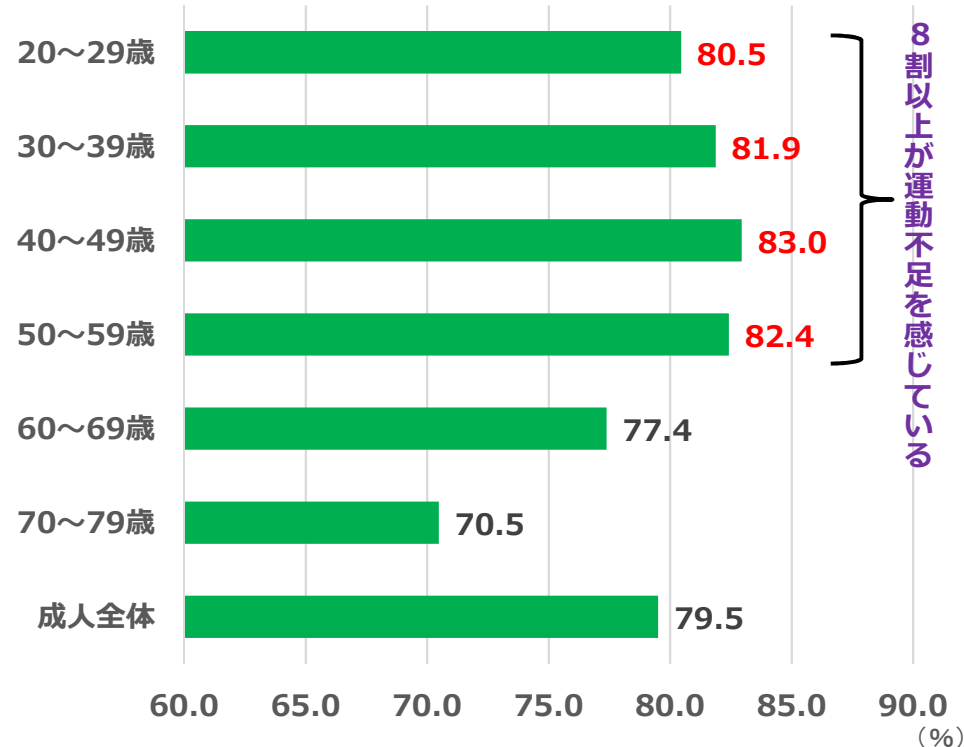
4 - 1. スポーツの実施状況等に関する現状と「FUN + WALK PROJECT」

- ・成人の週1回以上のスポーツ実施率は**51.5%**に留まっており、**20代から50代が平均を下回っている**。
- ・運動不足を感じている人は多く、特に**20代～50代は8割以上が運動不足を実感**。

■ 年代別の週1回以上スポーツ実施率（成人のみ）



■ 運動不足を大いに感じる・ある程度感じる人の割合



(出典) 「スポーツの実施状況等に関する世論調査」(平成29年度 スポーツ庁実施) より作成

- ・これらのいわゆるビジネスパーソン世代は、**日々忙しく、なかなかスポーツをするための時間を確保できない状況**。
- ・そこで、普段の生活から気軽に取り入れることのできる「歩く」に着目し、「歩く」に「楽しい」を組み合わせることで、**自然と「歩く」習慣が身につくプロジェクトとして「FUN + WALK PROJECT」を開始**。
- ・まずは、1日の歩数を普段より**プラス1,000歩（約10分）／日**、1日当たりの**目標歩数として8,000歩**を設定。

4-2.平成30年度『FUN+WALK 月間』について

平成30年10月をFUN+WALK月間とし、「歩く」機運醸成を図る強化期間として設定し、種々の取組を実施

- 平成30年10月1日（月）に「FUN+WALK月間」キックオフイベントを開催し、実施内容や企業・自治体等の取組事例を紹介。「FUN+WALK PROJECT アンバサダー」にEXILE ÜSAさん、EXILE TETSUYAさんを任命し、任命書を交付。FUN+WALKアプリにも登場するご当地キャラと、アンバサダーのコラボレーションによるキャンペーンポスターを配布。
- 百貨店等の協力により「FUN+WALKフェア」として“歩きやすい服装”にあった商品やロゴマークなどで売場を創出。
- 8,000歩あるくことで、お得なクーポンやサービスを賛同企業等から提供いただく「アフター 5 + WALK」を実施。

【FUN+WALK月間キックオフイベント】



10月1日（月）KDDIホールにて



鈴木長官からの挨拶



登壇企業からの取組内容の説明

【FUN+WALKフェア】（イメージ）



【アンバサダー任命式】



EXILE ÜSAさん

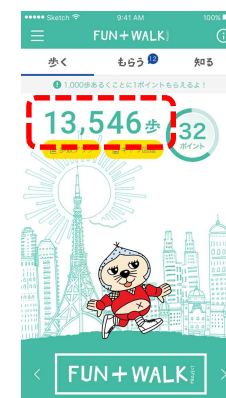


EXILE TETSUYAさん

【キャンペーンポスター（例）】



【アフター 5 + WALK】



4-3.企業における『FUN+WALK PROJECT』への取組例

【イオンモールウォーキング（イオンモール各店：約140店舗）】

- 全国約140店舗のイオンモール館内にウォーキングコースを整備。天候や時間に左右されず、買い物ついでに気軽にウォーキングが可能。
- スポーツ庁の「FUN+WALK PROJECT」とも連携し、日常生活の中での「歩く」を促進。

●4つのポイント（イオンモールHPより抜粋）

①お買い物ついでに時間を有効活用！

普段のお買い物時間を少し、ウォーキングに意識を寄せることで健康的な時間に。

②時間や天候に左右されない！

いざウォーキングをしようと思ったら雨が・・・なんてことはありませんか？イオンモールなら天候や時間に関係なく、好きなときにウォーキングができます。

③安心の休憩スペース

館内各所にソファやベンチを配した休憩スペースが充実。お客さまの体力・ペースに合わせて自由にご利用いただけます。

④自動販売機・飲食店が充実！

館内各所に自動販売機や飲食店が充実しているので、ペースに合わせて水分・エネルギー補給ができます！！歩いて小腹がすいたらフードコート、レストランでおいしいご飯をどうぞ☆

<イオンモールウォーキングポスター・ウォーキングコースの例>



AEON MALL
MALLWALKING
イオンモール ウォーキング



FUN+WALK
PROJECT



【記者発表会】

- 2018年9月11日(火)
- イオンモール幕張新都心
- 登壇者
 - ・イオンモール（株）吉田昭夫社長
 - ・ヒップモールイメージキャラクター 清原果耶さん
 - ・スポーツ庁長官 鈴木大地

<イオンモールウォーキングコース装飾の様子>



4-4.「スポーツエールカンパニー」認定制度

- 「働き盛り世代」のスポーツの実施を促進し、スポーツに対する社会的機運の醸成を図ることを目的として、平成29年度本年度に、従業員の健康増進のためにスポーツの実施に向けた積極的な取組を行っている企業を「スポーツエールカンパニー」（英語名称：Sports Yell Company）として認定する制度を創設。
- 従業員がスポーツに親しめる環境づくりを進める企業の社会的評価が向上することで、「働き盛り世代」をはじめとして、国民全体のスポーツ実施率の向上につなげていくことを目的とする。
- 平成30年12月20日、平成30年度認定企業として、**347社**を認定。（平成29年度は217社）

※東京都の「東京都スポーツ推進企業」認定制度及び新潟県の「グッド！スポーツカンパニー」（新潟県スポーツ推進企業）認定制度と連携して実施。

【認定の条件等】

従業員が行うスポーツ活動に対する支援や促進に向けた取組を実施している企業であり、その取組及び企業が以下の（１）～（６）をすべて満たすこと。

- （１）特定の従業員にとどまらず、企業、事業所等全体で推進している取組であること
- （２）経営者の理解を得て、企業、事業所等内部の取組が明確化されていること
- （３）取組が企業、事業所等内部において周知されており、取組実績があること
- （４）実施内容、導入手順、運用方法等の公表が可能であること
- （５）労働関係法令等が遵守されていること
- （６）暴力団及び代表者、役員、使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がいないこと

【認定証】



【認定ロゴマーク】



◆株式会社ローソン（東京都品川区）



【業 種】卸売業・小売業

【従業員数】10,214人

【事業内容】

コンビニエンスストアの運営、
経営指導



ローソン「元気チャレンジ！」や全国の拠点毎にスポーツ大会等を実施

【主な取組】

■ローソン「元気チャレンジ！」

3か月間の歩数を競う「歩数チャレンジ」と1食の糖質量を抑えた食事を推奨する「ロカボチャレンジ」を基本としたローソン「元気チャレンジ！」を実施。

3～5名のチームで励まし合える機会を作るとともに、ランキング発表等により、チーム対抗での切磋琢磨を促し、継続率と参加率を高めるよう工夫している。

■スポーツ大会の開催

毎年、全社員が参加するスポーツ大会を開催。ソフトボールやソフトバレー、ボウリング大会などアンケートにより種目を決定している。

性別年齢にこだわらず参加できる種目を実施するほか、球技だけではなく、「健康大運動会！」として、「大人の体力測定」等も行い多くの社員が参加。

■ラジオ体操やオリジナル体操、部活動への補助金支給等

本社や各エリアでは、月曜日の朝の始業前に「ラジオ体操」を実施。また、立ち仕事の多い店舗社員の腰痛対策や車の運転が多い店舗経営指導員のために、ローソンオリジナル「マチ健体操（マチの健康ステーション体操）」というストレッチ体操を作成して動画を配信。

スポーツや文化活動など組織内や組織を超えた部活動に補助金を支給。

◆サイショウ.エクスプレス株式会社（東京都江東区）



【業 種】運輸業・郵便業

【従業員数】34人

【事業内容】

一般貨物運送事業倉庫業



トラックの運転席や倉庫の空きスペースなどで待機時間中にヨガを実施

【主な取組】

■健康改善プロジェクト

日本一健康なプロドライバーのいる運送会社を目指して、健康リーダー、サブリーダーが中心となり、2～3か月に1回健康イベントを実施。トラックの運転席やオフィスでもできるヨガのメニューを座学や実践で紹介する講座等を実施。

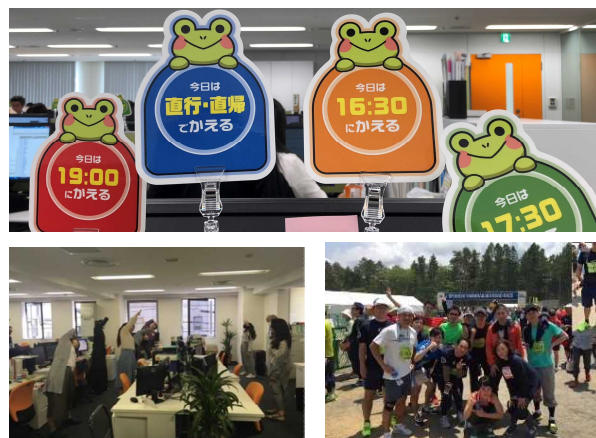
■Walking+整備講習会

「人も車も健康に、どちらも日常点検（一次予防）が大切」というテーマの下、会場までの往復にウォーキングで移動する、車の整備講習会を開催。

■SAISHO SOKO YOGA（サイショウ 倉庫 ヨガ）

荷物の積卸しの待ち時間（待機時間）が生じてしまうという業種特有の課題を逆に運動不足解消の時間とするため、倉庫の空きスペースを活用してヨガスタジオをつくり、待機時間中のヨガ実施を推進することで、コミュニケーションの向上、ストレスや健康リスク等の軽減に取り組んでいる。

◆ウェルネス・コミュニケーションズ株式会社（東京都港区）



【業 種】 サービス業
(他に分類されないもの)

【従業員数】 103人

【事業内容】
健康診断事務代行サービス

運動・スポーツ実施のための定時前退社を奨励

【主な取組】

■ 週1回定時1時間前退社制度

週1回、定時1時間前に退社しその時間を運動に充てることを許可する制度を導入。3ヶ月ごとに各自で目標と目標を達成するための運動メニューを立て、CHO（Chief Health Officer）の承認を得てスタートする。

退社時刻をPOPで提示することにより、帰りやすい雰囲気づくりと制度利用の促進を図っている。

■ 毎日定時のラジオ体操を実施

午後の眠気が発生する時間（15時か15時30分）にオフィス全体でラジオ体操を実施し、定期的な運動を促進。

■ マラソン部の活動やマラソン大会の実施

社内マラソン部が、平日業務終了後のランニング（練習）を実施するほか、社員のマラソン大会参加等を企画・実施。CHOや役員が率先して参加することにより、マラソン部への参加人数も増加傾向にある。

◆株式会社両備システムソリューションズ（岡山県岡山市）



【業 種】 サービス業
(他に分類されないもの)

【従業員数】 281人

【事業内容】
情報サービス業

オフィスでの簡易エクササイズの実施や職場環境の改善

【主な取組】

■ ラジオ体操とおふいぐ（簡易エクササイズ）の実施

全従業員で始業時に行うラジオ体操と、月1回社外からインストラクターを招いてのおふいぐ（オフィスで行うエクササイズ）の実施で、社員の運動の習慣化とコミュニケーションの活性化を実現。また、おふいぐに継続的に取り組めるように「肩こり解消」等の簡易手順書を各フロアのリフレッシュコーナーへ掲示。

■ 社員提案制度によるオフィス環境の改善

姿勢改善とリフレッシュ効果を目的としたバランスボールを使ったデスクワークやスタンディングミーティングの実施、また、社員提案制度によるトランポリンの導入などオフィス環境を整備し、就業中でもできる簡易な体操を推奨。

■ ソフトバレーボール大会等の社会行事の実施

コミュニケーションの活性化等を目的として、職位関係なくチームを組んでチームワークで勝利を目指す「ソフトバレーボール大会」を毎年開催。

スポーツエールカンパニーシンポジウム

～スポーツによる企業活力の向上を考える～

日時：2019年3月12日（火）15:00～18:00（開場14:30～）

会場：めぐろパーシモンホール 小ホール

〒152-0023 東京都目黒区八雲1-1-1

<http://www.persimmon.or.jp/know/access.html>

参加費無料

定員：180名＜申込先着順＞ ※定員に余裕がある場合は、当日参加も可能です

開催趣旨

スポーツ庁では、運動不足である「働き盛り世代」のスポーツの実施を促進し、スポーツに対する社会的機運の醸成を図ることを目的として、従業員の健康増進のためにスポーツの実施に向けた積極的な取組を行っている企業を「スポーツエールカンパニー」（英語名称：Sports Yell Company）として認定しています。平成30年度には347社が、「スポーツエールカンパニー」として認定されました。

今回、企業における従業員のスポーツ実施への取組効果や、具体的な取組事例をご紹介するためのシンポジウムを開催いたします。従業員の健康や運動習慣づくりなどに関心のある企業、団体の皆様には、奮ってご参加くださいますようお願いいたします。

プログラム紹介

第1部 開会・基調講演

15:00～ 主催者挨拶

15:05～ 「運動・スポーツを通じた健康増進に関する政府の取組紹介」

15:20～ 基調講演①「企業がスポーツ推進に取組むことで得られるメリット」

順天堂大学スポーツ健康科学部スポーツマネジメント学科先任准教授 水野 基樹 氏

15:50～ 基調講演②「働く女性にとってのスポーツ」

順天堂大学国際教養学部グローバルヘルスサービス領域教授 田村 好史 氏

16:20～ 情報提供「「スポーツ」を始めるきっかけは職場に」

株式会社日本総合研究所

第2部 スポーツエールカンパニー取組事例のご紹介

16:50～ 取組紹介「企業としての取組の狙いと成果」

・ウェルネス・コミュニケーションズ株式会社

・サイショウ・エクスプレス株式会社

・株式会社両備システムソリューションズ

・株式会社ローソン

17:40～ スポーツエールカンパニー認定委員会委員による講評

健康経営会議実行委員会事務局次長（株式会社ルネサンス健康経営推進部 次長） 樋口 毅 氏

17:50～ 閉会の挨拶 スポーツ庁健康スポーツ課



主催：スポーツ庁

※本シンポジウムは「平成30年度 スポーツ人口拡大に向けた官民連携プロジェクト・ビジネスパートナー向け国民運動（スポーツ推進企業の認定等による普及啓発事業）」の一環として実施するものです。

講師



基調講演①

「企業がスポーツ推進に取組むことで得られるメリット」

水野 基樹 氏 順天堂大学スポーツ健康科学部スポーツマネジメント学科先任准教授
／スポーツエールカンパニー認定委員会委員

博士（スポーツ健康科学）（順天堂大学）。専門分野は、経営組織論、組織開発論、公益財団法人大原記念労働科学研究所のコラボレートリサーチャー（兼 特別研究員）、日本予防医学協会、東京都看護協会、日本ダイバーショナルセラピー協会、東京都や千葉県などの体育協会で研修講師を多く務める。



基調講演②

「働く女性にとってのスポーツ」

田村 好史 氏 順天堂大学国際教養学部グローバルヘルスサービス領域教授

博士（医学）。平成17年、順天堂大学大学院医学研究科博士課程修了。平成19年より順天堂大学代謝内分泌学講座准教授、平成26年よりスポーツロジックセンター委員長、平成29年より国際教養学部グローバルヘルスサービス領域教授を併任。



講評

樋口 毅 氏 健康経営会議実行委員会事務局次長

／株式会社ルネサンス健康経営推進部 次長

／スポーツエールカンパニー認定委員会委員

健康経営銘柄選定や健康経営優良法人認定企業のコンサルティングとともに、全国での健康経営会議の開催を通じて普及・啓発に取り組む。また、企画立案から現場での講演実践まで、現在までに200社を超える企業の健康づくりを支援。

会場アクセス



● 電車でお越しの場合

東急東横線【都立大学駅】より徒歩7分

● バスでお越しの場合

東急バス【めぐろ区民キャンパス】バス停を下車してすぐ

（渋34）渋谷駅→東京医療センター

（多摩01）多摩川駅→東京医療センター

（黒07）目黒駅→弦巻営業所

（都立01）成城学園前駅→都立大学駅北口

※駐車場の台数が非常に少ないため、公共交通機関をご利用ください。

申込方法・問合せ先

【申込方法】※事前申込みが必要です。応募者多数の場合、定員になり次第、締め切ります。参加希望者は3月5日（火）17:00までに、下記ホームページよりお申込みください。
申込みホームページ https://www.jri.co.jp/seminar/190312_498/detail/

【問合せ先】

株式会社日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門 香山、大庭

TEL：03-6833-5358（平日9:00～17:30）

5.厚生労働省とスポーツ庁の連携

厚生労働省及びスポーツ庁はそれぞれ健康増進、スポーツの振興について取り組んできたところであるが、その連携を強化するために、「**スポーツを通じた健康増進のための厚生労働省とスポーツ庁の連携会議**」を設置。

(第1回を平成30年6月4日に開催)



厚生労働省が推進する「スマート・ライフ・プロジェクト」が掲げる4つのテーマ（適度な運動、適切な食生活、禁煙、健診・検診の受診）について、生活習慣病予防の啓発や健康増進のための優れた取組を行っている企業・団体・自治体を表彰する「**健康寿命をのばそう！アワード**」において、**本年度（第7回）から、スポーツ庁長官賞を創設。**

厚生労働省
スマート・ライフ・プロジェクト



健康寿命を
のばそう！
AWARD

募集部門：1.企業部門、2.団体部門、3.自治体部門

募集対象：スマート・ライフ・プロジェクト参画団体であり、生活習慣病予防の啓発活動、健康寿命をのばすことを目的とした取組を行っている企業・団体・自治体

表彰：厚生労働大臣賞

最優秀賞 住友生命保険相互会社

優秀賞 ヤマトグループ・ヤマトグループ健康保険組合

特定医療法人 丸山会丸子中央病院

福井県

スポーツ庁長官賞

優秀賞 株式会社NTT東日本－関信越

社会福祉法人聖隷福祉事業団浜松市リハビリテーション病院
富山県

厚生労働省は、健康増進普及月間（9月）イベント「スマートライフフェスタ～ココロもカラダもリフレッシュ～ ナイトヨガ体験」を神宮球場グラウンドで開催（2,000人規模）。

9月3日には、**鈴木大地スポーツ庁長官**も参加し、**ナイトヨガ**を体験した。



厚生労働省との連携により、健康への意識向上を図ることを目的とした**楽しみながら健康になるイベント「FUN+HEALTH FESTA」**をイオンモール広島府中で開催（平成31年1月25・26日）。



モール内のウォーキングコースを元広島東洋カープの天谷宗一郎さん、厚生労働省中村女性の健康推進室長とともに安達健康スポーツ課長がウォーキング。

Sport in Life



一人でも多くの方がスポーツに親しむ社会の実現を目的とし、
生活の中に自然とスポーツが取り込まれている
「スポーツ・イン・ライフ」（生活の中にスポーツを）という姿を目指す。

「スポーツ・イン・ライフ」のコンセプト拡大のため、今後、以下のロゴを活用し、普及啓発に取り組んでいく予定。



Sport in Life